

〈論 文〉

ハリントン『民衆的統治の優位性 第二分冊』における 聖俗統治の一元的把握(1)

——叙任の三類型と土地所有状況の連関——

竹 澤 祐 丈*

- I はじめに
- II 著作の背景
 - 1 執筆目的と特徴
 - 2 二人の神学博士：ハモンドとシーマン
 - 3 『リヴァイアサン』の衝撃とその按手礼論
 - 4 ホップズに対するハモンドの反論（以上，本号）
- III 『優位性』の主張とその含意（その1）：旧約聖書に基づく論駁
- IV 『優位性』の主張とその含意（その2）：新約聖書に基づく論駁
- V おわりに

I はじめに

ジェームス・ハリントン（James Harrington, 1611-1677）は、1656年に主著『オシアナ共和国』（以下、『オシアナ』と略記）を公刊してから1660年の王政復古までの時期に、それを解説・敷衍する文書を精力的に執筆した。その期間は、一方では、ハリントン主義者と呼ばれるハリントンの思想的実践者を自任する人々が多数出現する時期であり、他方では、ハリントンの共和国論に批判的な人々との論争の時期でもあった。

上記の論争のテーマは複数存在したが、その中心には、自然的貴族とハリントン自身が呼ぶ指導者層を中核に持つ共同体構想に関する議論が位置していた。しかしながらこれらの論争は、ハリントンの同時代人のものであれ、後代の研究者のものであれ、それが社会構想を意味

するとの認識が希薄なまま、不適切な形で行われてきたと言えるであろう¹⁾。

その不適切な扱いは、次のような二つの傾向を持っていた。第一は、ハリントンの共同体構想を、狭義の政治論、つまり（世俗の）統治機構に関する構想と同一視して、その分析を行う研究傾向である。その種の研究は、ハリントンの共同体構想において、従来の指導者層に比べてハリントンの自然的貴族たる政治エリートが、（従来の政治の担い手よりも）下層の人々を含む点に批判的あるいは肯定的に言及する。つまり統治機構の担い手の多寡に議論を集中させる解釈である。具体的には、ハリントンの共同体論において重要な位置を占める二院制構想—智者が集う元老院と民衆が集う民会の議員資格の内容や、両院の権限分担関係の是非など—のみに議論を集中させる。

* 京都大学大学院経済学研究科 准教授

1) ハリントンの自然的貴族論の含意については、竹澤（2011）を参照。

第二の研究傾向は、共同体構想を広義の政治論とみなして、その一部に宗教関連の議論を含めて解釈するものである。この場合、政治と宗教の関係は、後者を前者の一部として、すなわち統治機構論の一部として教会体制や宗教政策を把握するので、それ自体が独自の重要性を持つ論点として認識され難い。そういう意味では、(儀式重視という意味での)「市民宗教 civil religion」という形容もまた、この研究傾向が持つと同様の弊害から完全に自由ではないと言える²⁾。

それでは、ハリントンの共同体構想を社会構想として分析する本稿の議論がなぜ必要なのであろうか。まず強調すべきは、ここで言うところの「社会」が、狭義の政治論にも還元されなければ、また広義の政治論にも吸収されない独自の領域、換言すれば、道徳哲学とも呼びうる領域を含有する、ある種の社会規範論の性格を持つという点である。それを17世紀イングランドで具体的に考えればどうなるのか。それは、人間の紐帯を支え、かつ、人間の支配・被支配関係を拘束するという意味での宗教の領域

をも含む。そして(この点が第二の研究動向との大きな違いであるが)ここでいう宗教とは、教会体制や宗教政策だけでなく、個々人の信仰の問題=服従問題をも扱う議論であることは言うまでもないだろう。つまり人々を自主的に服従し、服従させる社会的原理とそれを支える制度や規範の問題に焦点を当ててハリントンの共同体構想を分析・把握することを試みるのが、本稿で言うところの、社会構想として彼の共同体論を見る視角である。

ハリントンの議論を社会構想として認識する本稿の立場は、ハリントンを含む17世紀の政論家を論ずる際の議論の枠組みとして、その曖昧さを批判的に扱われつつある「エラストス主義 erastianism」の視角の多義性を前提に、ハリントンの議論を分析することをも意味する³⁾。エラストス主義とは、スイスの神学者トマス・エラストス(Thomas Erastus, 1524-1583)の名に由来し、狭義には、破門を中核とする宗教的規律の決定権は教会の独占物ではない(国家も関与する)との彼自身の主張に由来⁴⁾するが、英国においては、内乱の過程で、次第に、政治による宗教の制御もしくは飼い馴らしの主張、という多義的で一般的な概念として流通するようになる⁵⁾。すなわち本稿は、この「エラストス

2) しかしながら、例えば、Nederman (2013) や Beiner (2011) などが試みるように、儀式重視を超えた「市民宗教」の、分析概念としての積極的意義についての議論が近年行われている。この議論の行方を注視しつつ、ここでは「市民宗教」に関する古典的なイメージをハリントン研究に投影する弊害を指摘したい。

儀式重視を超える「市民宗教」の積極的意味に着目しつつハリントンを分析するのは、ゴールディである。彼は、本稿とは異なり、主として『オシアナ』を素材に、宗教改革の課題である「政治的能力・体制論 Civility と信仰・教会論 Piety」の関係づけを正面から受け止めた思想家としてハリントンを解釈する(Goldie (1987), p. 199)。本稿では議論できないものの、この二項の関係付けの消失過程が、英国における近代化・文明化と呼ぶことができるのではないかと考えられる。この課題に関連する重要な考察として、木村(2010)を参照。

3) ハリントンや同時代共和主義者の議論の分析を含まないものの、本稿と同様の問題関心から、英国の内乱に至る1625-1640年の思潮を丹念に分析するのは、Prior (2012)である。現在、プライオアはこの有益な視角を、内乱期の分析まで適用しつつある(Prior (2013a), Prior (2013b), Prior (2013c) など)。

4) Figgis (1914), pp. 293-294。但しフィギスは、エラストスの主張の核心が「国家を讃えて教会を[それに]隷属させること」ではなく、「犯罪 crime」と「宗教的な罪 sin」を明確に区別しつつそれぞれの判断権者を分別することによる、「臣民の自由の確保」にあったと強調する(*ibid.*, pp. 334-335, Gunnoe Jr. (2013), p. 48)。

5) Collins (2005), p. 171。

主義」の多義性をメリットとして把握し、それが依拠する、教会と国家の関係付けに関する比較考察論 ecclesiology というジャンルの中で、ハリントンの議論の特徴を析出しようと試みる⁶⁾。

エラストス主義的議論における、ハリントンによる教会と国家の関係付けの持つ特徴は、両者をそれぞれの組織原理によって把握した上で国家による教会の支配を説く、フーゴ・グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) やトマス・ボブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) のような、聖俗二元論を前提とする世俗中心主義とは異なり、教会と国家を貫く単一の組織原理を説きつつ、それが究極的には土地所有状況によって決せられるべきとの主張にある。すなわちハリントンの議論は、同一の組織原理に基づく聖俗一元論的把握と、当該の組織原理が土地所有状況によって規定されるという主張なのである。

このハリントンの主張を同時代の文脈においてより具体的に換言すれば次のような含意を持つ。すなわちハリントンは、同時代の主教制支持者と対立しつつ、公職一般の任命の問題として聖職叙任を議論し、聖俗一元化を妨げる「聖職者の作りごと priestcraft」(372) を摘出することによって、17世紀イングランド史ならびに共和主義思想史研究の碩学ブレア・ウォーデンが表現するように「最高の宗教的行為としての政治」を(再び)確立しようと試みているのであり、この点で、この彼の姿勢を世俗的と呼ぶためにはかなりの留保を伴わざるを得ないのである⁷⁾。

6) Prior (2013c) も同様の視角から、ハリントンの同時代人である三者、すなわちピエール・ドゥモーリン (Pierre du Moulin, 1568-1658)、トマス・コベット (Thomas Cobbet, 1608-1685)、ジョン・ミルトン (John Milton, 1608-1674) を素材に、彼らの議論を分析している。なおハリントンとの論争の観点からミルトンの共和政論を分析したものと、竹澤 (2014a-c) を参照。

そこで本稿は、ハリントンの共同体構想が社会構想である点に着目する観点から、彼の反聖職者論 anticlericalism を分析し、その社会論や歴史論の独自性を析出しようと試みる。とりわけハリントンの議論において、政治と宗教とを一元的に把握する原理的認識とはどのようなものなのか、そして、それがいかなる社会構想として提示されているのかに注目する。具体的な素材は、ハリントンの第二の主著とされてきた『民衆的統治の優位性 *The Prerogative of Popular Government* (1658)』の、第二分冊(以下、『優位性』と略記)である。この著作は、『オシアナ』と関連付けて部分的・付随的に分析される傾向にあり、それ自体を単独の対象として詳細に分析されることは、管見の限り、ほぼなされてこなかった。したがってやや詳しく議論を紹介しつつ分析を進めたい。

議論は以下のように行う。まず簡単に、『優位性』が出版される歴史的・思想史的文脈を明らかにしつつ、ハリントンの議論の諸前提を明確化する。次に、『優位性』を分析しつつ、聖俗一元化論としての特徴を析出する。そして最後に、この一元化論に基づきつつ、現在の平準化

7) Worden (1991), p. 472, Worden (1994), p. 84, 竹澤 (2001)。ウォーデンの共和主義思想研究の特徴と意義については、竹澤 (2002)、第Ⅲ章を参照。

同様の位置づけを保持しつつ分析を進める Somos (2013) は、世俗的価値を追求すべき価値理念とする世俗主義 secularism と、(意図せざる結果として) 世俗化を推し進める働きを結果的に持つ姿勢 secularization とを明確に区別しつつ、ハリントンの議論を後者に位置付ける。この大変興味深く、また問題提起的な解釈については、さらなる議論によるその是非の検証の必要性が、Borot (2014) によって主張されている (*ibid.*, p. 164)。

またエラストス主義の典型的思想家としてしばしば言及されるグロティウスの聖職叙任論が、ハリントンのそれとは対照的に、政治による宗教の制御という表現にふさわしい事例である点も簡潔に後述する。

した土地所有状況の下では、民衆が意思決定者として重要性を持ち、そのことによって共和政の確立が正当化されるとハリントンが考えていたことを示したい。

II 著作の背景

1 執筆目的と特徴

まず簡潔に、『優位性』が刊行された経緯と背景に触れておきたい。事の始まりは、1656年に刊行された『オシアナ』であるが、それに対する反響への応答が、『優位性』を著すに至らした重要な要因とハリントン自身によって明言される。

『優位性』は二分冊から構成されているが、ハリントンは、第一分冊の目的を次のように説明している。すなわち、『オシアナ』に対する反論の名の下に示されてきた過ちや中傷」が持つ不適切さを明らかにするために、『オシアナ』の第一序文を、拡充し、わかりやすく解説し、そして擁護するため」の議論が行われる⁸⁾。

そして第二分冊の目的は、『オシアナ』への反響の中でハリントン自身がとりわけ反応すべきと判断した特定の人物（第一分冊でも頻繁に言及される）、すなわち、「H・ハモンド博士やL・シーマン博士、および彼らが依拠する著作者たち」への反論であり、その焦点は、「叙任ordination」に関する議論に置かれている（389）。すなわち自説の擁護に当たって、ハモンドとシーマンなる人物が示した叙任理解への異論の提示が非常に重要とハリントンが考えていることがわかる。

このように、第一分冊で行われる「統治の諸原理」（161）の議論と、第二分冊で行われる「叙任に関する政治的議論」（499）は、一体不可分

のものとして、一冊の著作の形で世に問われる。しかも、書物としての外形的な一体性だけでなく、この著作を一体的に論述する内在的理由を予告する文章が、同じ表紙に示されている。それによれば、

いずれの分冊も、モーセによる設立時と、そして[バビロン]捕囚以降に形成されるに至った時点の双方の時期における、ヘブライ共和国もしくはイスラエル共和国に関する全体的著述、つまりは、その共和国の元老院、民会、行政部に関する議論と、『使徒行伝』に描かれている時代にキリストの教会へ導入された[それまでとは]異なった諸政策に関する議論とを含んでいる（389）。

つまり歴史的画期とその前後の聖俗の統治体制の変化を明示しつつ、新旧の双方の聖書的記述を事例としながら、政治と宗教を一元的に把握すべき統一的原理を示す議論が、ハリントンの『優位性』であった。

2 二人の神学博士：ハモンドとシーマン

『優位性』の第一分冊と第二分冊という二つの反論をつなぐ重要性を持たされている二人の博士であるハモンドとシーマンとは誰なのだろうか。

スコットランド出身の聖職者で後のサリズベリ主教ギルバート・バーネット（Gilbert Burnet, 1643-1715）によれば、ヘンリ・ハモンド（Henry Hammond, 1605-1660）は、「偉大な学識と優れた[人間的]魅力を持つ人物」であり、「あの困難な時代[内乱期と共和政期]に並はずれて優れた方法で国教会の理念を擁護」し、かつ、理論的一貫性を持ちつつも「非常に温和な」性格から様々な対立を調停する姿勢を有していた。そして聖職者による各種の不適切な行為や慣行を糾すことにも尽力した人物とも評されている⁹⁾。すなわち国教会主義を理論的に確立した人物として、後代から高く評価される人

8) James Harrington, *The Prerogative of Popular Government* (London, 1658), in *Works*, p. 389. 以下、本文中にページ数のみを記載。

物がハモンドであった¹⁰⁾。他方でラザルス・シーマン (Lazarus Seaman, d. 1675) は、ウェストミンスター会議 (Westminster Assembly of Divines, 1643-1653) において長老主義を代表する参加者の一人で、叙任を含む重要事項の審議に密接に関わった聖職者である¹¹⁾。

宗教改革を推し進める立場に立つならば、確かに、国教会主義のハモンドと長老主義のシーマンを一括して批判することには一定の妥当性があるだろう。しかしながらハリントンが両者を一括する理由としては、むしろ次の二つの共通性が考えられる。第一に、内乱の渦中で両者は共に、主教制の是非について国王チャールズ一世に進言する立場にあり、ハリントンから見ると、主教的権力の必要性和聖職叙任の秘儀性とを強調する議論を行う神学者として、(ハリントン自身の表現によれば)「聖職者による作りごと priestcraft」(372)を信じ込ませてチャールズを死に追いやった張本人たちである¹²⁾。

そしてその観点に立つならば、聖職者主義 *jure divino* と呼ばれる彼ら共通の原理的認識に対するハリントンの違和感が第二の理由であろう。聖職者主義とは、基本的に、聖職者に固有の権能が「神の掟により」定められており、聖職者以外のものがその権能の是非やその剥奪・付与について議論すべきではないという考え方である¹³⁾。つまり、簡潔に言えば、聖職者

の自律性・独立性の主張である。これは、聖書解釈などの教える権限が聖職者に固有という認識に基づくので、原理的には取り立てて問題のある考え方ではない。しかしながら政治的・宗教的動乱期においては、「神の掟」の名のもとに、この教える権限の範囲を超えて、本来の固有の権能とは思われない政治論・社会論において自らの政治的主張を正当化する、越権的言説として機能していたのが実態であった。すなわちそれは、宗教の論理から発する政治・社会論の根拠となっていたのである。そしてハモンドは国教会主義の視点から、そして、シーマンは長老派的な観点から、聖職者中心主義、具体的には、彼らの理解する叙任解釈を唱えたのである。

ところが現実のハリントンの議論を詳細に見

12) ハリントンに関する各種の伝記的記述 (Dick (1949), Toland (1700), p. xvii, Pocock (1977), p. 4 など) が伝えるところによれば、内乱の渦中で、ハリントンとチャールズは個人的な信頼関係を基に各種の議論をする関係になっていたが、前者が共和政についての議論を試みることにに対して後者は不快感を示した。そして国王処刑後には、ハリントンは「憂鬱 melancholy」に悩まされるようになったものの、この体験が体系的な共和政論である名著『オシアナ』を執筆させる強い動機となったとされている。

13) 聖職者主義を否定する姿勢は反聖職者主義と呼ばれるが、それは、信仰を聖職者がかえって阻害しているという形の批判 (有神論的議論との接合) だけでなく、信仰の無意味性を説く批判 (無神論的議論との接合) の形態をも採りうるとされている (MacDonald (1973), 'Anticlericalism' in *OER*, pp. 46-51)。本稿は、ハリントンのそれを前者の立場に立つ議論、すなわち俗人による有神論的な反聖職者主義と解する。

また Haigh (1987a) によれば、イングランドにおける反聖職者主義は、ヘンリ八世というよりはむしろエリザベス治下の宗教改革に関連し、しかもその原因というよりはむしろ帰結として生じた思潮とされている。この点から、ハリントンの宗教論の問題関心もまた、エリザベス治下の政策と密接に関係を持つことが推測できる。

9) Burnet (1724), p. 177. ハモンドに関する邦語文献は、管見の限り、ほぼ皆無であるが、ウィリアム・テンプル (William Temple, 1629-1699) との家系的伝統の観点からハモンドに着目する岸本 (2010) があり、その議論は、Fell (1661) と Packer (1969) に依拠している。

10) Packer (1969), McAdoo (1965), ch. 9.

11) 'Seaman, Lazarus (d. 1675)', in *ODNB*.

Ha (2011) によれば、シーマンは、私的礼拝に対して公的な礼拝施設としての教会の重要性を強調し、その際に叙任が聖職者固有の権能であることを主張したとされる (*ibid.*, pp. 98-100, 105)。

てみると、大変興味深いことに、ハモンドとシーマンの議論への言及と反論は、圧倒的に前者に向けられていることがわかる。この点に関するハリントンの内在的な理由は不明であるが、自らと同様の現状認識を持つホブズがハモンドと叙任に関する論争をすでに展開していた経緯が大きく関係すると考えられる。すなわちハモンドは、ハリントンが反駁するより前に、ホブズを主たる標的として自説を展開している。そしてその背景には、1643年に主教制が廃止されたイングランドにおいて、国教会の取り扱いや教会統治体制をめぐる論争が、叙任を具体的な論点としつつ、継続していたことも背景的原因として挙げることができるであろう¹⁴⁾。ハモンドにとってホブズへの反論の必要性を強く感じさせたのは、その著『リヴァイアサン』第42章「教会権力について」での叙任解釈であった。

3 『リヴァイアサン』の衝撃とその按手礼論

ハモンドが問題視した『リヴァイアサン』の議論について、本稿の主題との関係で、簡単に振り返ってみたい。

まずホブズは、第42章の冒頭で、「教会権力 power ecclesiasticall」を、福音を説教し、人々をキリスト教へと改宗させ、さらに改宗した人々を救済の道に指導する権力、すなわち「教える権力」と定義し、その権力の非強制的側面を強調する¹⁵⁾。したがって、その権力の担い手は、

我々の学校教師 Schoolmasters であって指揮者 Commanders ではなく、彼らの教え precepts は法 Laws ではなく有益な忠告 wholesome Counsellis に過ぎない¹⁶⁾。

つまりホブズは、教会権力を、人々の任意な決断を一定の方向に仕向ける示唆を与える力と解し、この点で物理的な強制力を伴う「主権的権力」との相違を強調するのである。

そして、このような教導的権力である「教会権力」は、現職の聖職者の委任行為によって次代の特定の人物に託される。この委任行為の儀式が、ホブズが理解する「叙任 ordination」、すなわち「手を置く」行為であった。ホブズによれば、

手を置くことは、キリストについて説教し、かれの教義を教えることについての、かれら〔神によって直接選ばれた使徒たち〕の委任のしるしにはかならなかった。そして、手を置くという儀礼によって聖霊を与えることは、モーセがした儀礼のひとつの模倣であった¹⁷⁾。

つまりホブズにとって「手を置くこと」は、神秘的な行為ではなく、特定の人物に教える権限を継承させる、「委任のしるし」としての単なる儀式に過ぎなかった。

以上のような議論と同時に、ホブズは、モーセのような「聖霊を〔直接的に〕受けた使徒たち」と「説教と教化の職務における彼らの継承者たち」とを明確に区別する¹⁸⁾。前者は、本質的に、神から直接に選ばれた地上における神の代行者と呼ぶことが可能な側面を持つのに対して、後者は、比喩的にそのように呼ばれるに過ぎない。つまり、神が直接統治を行う時代、すなわち旧約聖書の時代における聖職者の役割と、それ以降の時代、すなわち新約聖書の時代の聖職者の役割とを峻別するのである。これは、使徒たちとその後の継承者たちを明確に区別する発想であり、したがって両者を一体とみなしてその権威の継承を前提とする、国教会の主張する「使徒伝承 apostolic succession」を明

14) Greaves (1970).

15) Hobbes (1996), p. 341: 第三分冊, 207頁。

16) *ibid.*: 第三分冊, 207頁。なお強調は引用者による。

17) *ibid.*, p. 339: 第三分冊, 202-203頁。

18) *ibid.*: 第三分冊, 203-204頁。

示的に否定するものであった¹⁹⁾。

しかも後者、すなわち、新約聖書で記述される、「説教と教化の職務における」「後継者たち」は、会衆によって選出された者に過ぎないという点をホップズは強調するのである。すなわち、

マッテア、パウロ、バルナバという使徒たちが、われわれの救世主自身によって任命されず、教会によって、すなわちキリスト教徒の合議体によって、[それぞれの]教会によって任命されたように、ほかの諸都市における長老と牧者もまた、それらの都市の教会によって選ばれた。……それ『使徒行伝』第14章第23節の記述]は一見すると、かれら[長老や牧者]が自分たちでその人々[彼らの後継者]を選び、彼らの権威を与えることの、論拠と解されるかもしれない。しかし、もしわれわれが原文を考察するならば、その人々が、各都市のキリスト教徒の合議体によって、権威づけられ、えられたことは、明らかであろう。なぜならその言葉は、……「かれらが各集会における挙手によって、人々のために長老を叙任したとき」なのだからである。それらの全ての都市において、為政者と役人を選ぶやり方は、投票の多数性によるものであったこと、そして(賛成票を反対票から区別する普通の方法は、挙手によるものであったのだから)、それらの都市のどれにおいても、役人の叙任とは、投票の多数

性によって彼を選ぶために、人民を集めることに他ならなかった。……したがって、合議体が彼ら自身の長老を選んだのであって、使徒たちは、そういう選挙のために彼ら呼び集め、選ばれたものを彼らに布告し、その人々に、いまでは聖別と呼ばれている祝福を授けるための、合議体の司会者 presidents of the assembly に過ぎなかった²⁰⁾。

つまりホップズは、「手を置くこと」を意味する按手礼を、挙手による多数決と解すべきこと、使徒の継承者を選挙で選出する方法であること、そして使徒もまた選挙を取り仕切る「合議体の司会者」としてのみ理解されるべきことを強調するのである。

以上の『リヴァイアサン』の議論とは対照的に、ホップズは、その初期の著作である『市民について *De Cive*』(1651年)の、例えば第17章第28節においては、政治と宗教の関係に関する議論を、聖職者にも受け入れ可能なレベル、すなわち、聖職者を誰が選抜するのかについては明示的に言及しないまま、聖職者の一義的な聖書解釈権とその継承を認めるかのような姿勢を示していた²¹⁾。すなわち、

私たちの救世主[キリスト]は、(救済のために必要不可欠な物事に関して)この不可謬性を裁きの日までは「使徒たち Apostles」に、ということつまり、「使徒たち」と、彼らが「手を置くこと」によって代々続けて聖別すべき「牧者たち Pastors」とに、約束された。それゆえ、国家 Commonwealth の主権的権力を持つ者は、キリスト教徒であるかぎり、信仰の玄義について問題になっていることがある場合には、正式に叙任された「聖職者たち Ecclesiastics」をつうじて聖書を解釈するよう拘束

19) Haddan (1870), p. 1. もちろん国教会主義者の中にも「教義的伝承」との併用論を説く者や、両者を明確に区別せずに「慣行 customs」の名のもとに国教会の歴史的連続性を規程する者(ハモンドも基本的にはこの立場)も存在するのであり、むしろ「使徒伝承」や「教義的伝承」の一方のみに依拠する議論の方が少数派である(Clavier (2007))。

しかしながら「使徒伝承」が国教会主義にとって、重要な理論的支柱の一つであることは事実である。

20) Hobbes (1996), pp. 365-366: 第三分冊, 256-257頁。なお強調は引用者による。

されている²²⁾。
 しかも『市民について』においてホブズは、『リヴァイアサン』とは異なり、旧約聖書と新約聖書の各時代における聖職者の機能的相違を明示的に強調することもない。すなわち、ホブズによる明示的な言明を見る限り、それはのちに彼の論敵となるハモンドたち国教会の聖職者の多くも共有するような、極めて「正統的・伝統的 orthodox」な聖職に対する理解である²³⁾。

しかしながらこの聖職者たちにも受け入れ可能な、初期の著作における穏健な見解を『リヴァイアサン』においては変更し、イスラエル共和国とその後のキリスト教のあり方の峻別の解釈

(つまり旧約聖書と新約聖書の区別)を徹底すると共に、新約聖書の『使徒行伝』を中心とする聖書解釈を基に、按手礼を、「手を置くこと」、「挙手による選挙」と主張し、そしてまた、その主張を基に、長老を、会衆によって単なる選挙で選出された当選者と理解しつつ、その秘儀的側面が、〈作られたもの〉であることを強調した²⁴⁾。つまりホブズによって聖職者は、彼ら自身が主張するような固有の権能に基づく自律性・独立性を明示的に否定されることになったのである。

4 ホブズに対するハモンドの反論

前節で触れたように、『リヴァイアサン』において、聖職者の職務の特殊性と自律性を明示的に否定するに至ったホブズに対して、かつて共に議論する機会を頻繁に持っていたグレイト・テュー・サークル The Great Tew Circle (1630年代に開催)のメンバーたちも強い違和感と嫌悪感を様々な形で表明した。

この集まりは、ルシウス・ケリー(第二代フォークランド伯)(Lucious Carry, c. 1610-1643)の呼びかけで始まったもので、政治と宗教の関係についての議論が頻繁に行われていた。この集まりについて、17世紀英国の好古家 antiquarian として有名なジョン・オーブリー(John Aubrey, 1626-1697)は、「あの平和な時代の卓越した人々すべて」が参集した会合と評している²⁵⁾。また参加者の一人でもある法律家エドワード・ハイド(初代クラレンドン伯)(Edward Hyde, 1609-1674)は、「彼[ケリー]の蔵書には彼ら[参加者]が望みうる全ての書籍と、同席したいと願う人々だけとを見出すような、より快適な雰囲気 better air において」

21) Tuck (1985) は、『市民について』の議論を、聖職者の自律性を一定程度認める「国教会主義や[フランス的な国教主義である]ガリカニズムの擁護論」、すなわち「主教制支持者たちがそれを容認しうる」内容を持つものと誤解される可能性を持つと指摘し、『リヴァイアサン』にはそのような余地がないことを強調している (*ibid.*, pp. 313-314)。

両著作における聖職者の扱いについて、実質的な変更の有無、そしてその変更の程度については、Nauta (2002) などが指摘するように解釈が分かれている。この点については、両著作に関する反応を記したホブズの同時代人たちの書簡なども用いつつ、今後の精査が不可欠である。なお脚注 24 ならびに 33 も参照せよ。

22) Hobbes (2013), p. 233: 409 頁。なお訳語は適宜改めた。

23) Tuck (1992b), p. 113. タックは、ハモンド以外にも聖職者・自然哲学者ロバート・ペイン (Robert Payne, c. 1595-1651) からのホブズに対する(初期著作への賞賛から『リヴァイアサン』への批判という)同様の反応にも言及している (*ibid.*, pp. 111-113)。

またポーコックは、特に初期の著作に見られるホブズの姿勢は、18世紀に優勢になる「無神論的な合理主義」とは全く異なる「信仰を前提とした懐疑主義者 fideist-sceptical」の姿勢と評すべきと強調している (Pocock (1972), p. 192)。

24) 初期の著作と『リヴァイアサン』での聖職者論の相違は、例えば、Tuck (1992a), (1992b), ややニュアンスの異なる説明は、Collins (2005) を参照。

25) Dick (1949), p. 56.

自らの知的好奇心を満たすことができる場所と形容している²⁶⁾。

そしてその参加者は、当代一流の神学者、文学者、哲学者、法律家、大学人、そして政治家などの様々な職業に従事するものからなっていた²⁷⁾。具体的には、(前述の)ハイド、神学者ウィリアム・チリン(グ)ワース(William Chillingworth, 1602-1644)²⁸⁾、劇作家ベン・ジョン

ソン(Ben Johnson, 1572-1637)、神学者ギルバート・シェルドン(Gilbert Sheldon, 1598-1677)、聖職者ジョージ・モーリー(George Morley, 1598-1684)、聖職者ジョン・アール(John Earle, c. 1601-1665)、政治家フランシス・ウェンマン(Sir Francis Wenman, 1600-1641)、詩人ジョージ・サンズ(George Sandys, 1577-1644)、法律家ジョン・セルデン(John Selden, 1584-1645)、そしてハモンドとホップズなどである。

26) Hyde (1759), p. 43. なおハイドによる同じ文章を引用しているはずの ODNB の 'Great Tew Circle' の記述(2014年5月5日閲覧)では、「より純粋な雰囲気 purer air」となっている。

27) 直接の参加者ではないものの、複数の参加者と密接な関係がある人物として、聖職者のクレメント・パークスデイル(Clement Barksdale, 1609-1687)が挙げられる。ODNBによれば、彼はグロティスの著作の翻訳を通して、意識的に、「中庸で自由主義的な moderate, latitudinarian 国教会主義」の発展に多大な寄与をし、その点で、フッカーやハモンドと同様に、「より教条的でない」信者の増加を目的とする著述家と評される。またパークスデイルにとってグロティスは、「われわれのキリスト教の真理をユダヤ教、イスラム教、異教から擁護」し、宗派間の争いを調停する策に長け、そして「国家と教会組織の仲介者」でもあった(Barksdale (1651), p. 7)。パークスデイルのグロティウスとの関係やその翻訳活動の意義、そして彼のグレイト・チュー・サークルとの関係は、Barducci (2010), esp., pp. 269ff. を参照。

28) ハリントンのオックスフォード大学トリニティ・カレッジ在学時のチューターでもある('James Harrington' in ODNB; Pocock (1977), p. 2; 浅沼(2001), 第一部)。

著者が前提とするブルジョア革命史観の当否を中心に現在の研究状況からの再検討が必要であるものの、日本人による先駆的なチリン(グ)ワース研究として、浜林(1984)、第2章がある。浜林は、チリン(グ)ワースの思想を、「ヒューマンイズムの思想」と概括し、「ローマ法王の絶対性とともに神の權威の絶対性を否認し、人間の權威を高めることによって信仰の個人主義化をはかり、しかもこれと同時に、教会秩序を非本質的なものとすることによって、かえってその統一を維持しようとするもの」と評する。

そしてこの思想は、「近代的な信仰の自由の思想へ発展する萌芽をふくむ」ものの、「ピューリタン革命」においては、「日和見主義」、「反革命」な役割を演じることになり、「みずからの良心を守ったと信じている個人が、歴史の歯車のなかではどういう役割をはたさなければならないのか」という教訓が、悲劇的にしめされている」と結論付けている。(同上, 76-77, 99頁)。

また Mortimer (2010) によれば、チリン(グ)ワースもグロティウスに注目している(*ibid.*, p. 70)。チリン(グ)ワースは、キリスト教徒であることの有意性と、教会所属はキリスト教信仰に不可欠な要素ではないという二つの自らの主張の例証として、カトリック聖職者のクリストファ・ダヴェンポート(Christopher Davenport, 1598-1680, 別名 Francis a Santa Clara もしくは Francis Coventry) によるグロティウスの *De Veritate* の英訳(Grotius (1632), pp. 147-149) から長い引用を行っている(Chillingworth (1638), p. 372)。

グロティウスをめぐる当時の英国での複雑な受容のされ方が示すように、カトリックとプロテスタントという宗教陣営(英国カトリシズムや英国国教会の位置づけを含む)が、(後代に見られるような)明快な二項対立として把握し難い錯綜状態にあることが了解されるであろう。この重要で未開拓の問題と関連させてハリントン家の伝統の一端を筆者は論じたことがある(「近世英国共和主義思想における人的ネットワークについて—王朝交代とハリントン家の関係を中心に—」, 日本イギリス哲学会 関西部会, キャンパスプラザ京都, 2011年12月)。今後、2014-15年度のフィンランドでの在外研究の成果を組み込む形で、論文として発表する予定である。

このサークルでの最大公約数は、グロティウス=セルデンの政治・宗教論とされている。具体的には、グロティウスが『戦争と平和の法』第2巻第45節第1項で示した四つの原則、すなわち唯一神、神の非物質性、神による現世への配慮、神による現世の創造という四つの枠組み²⁹⁾を共有し、政治による宗教の制御を理想とする(広義の)エラストゥス主義、もしくは「グロティウス教 The Grotian Religion」を信奉していたと解されている³⁰⁾。

そしてホブズも『市民について』までは、この四原則とエラストゥス主義に従う議論を基本的には行っていると他のサークル・メンバーから認識されていたが、前節で触れたように、『リヴァイアサン』では聖職者固有の機能を明示的に否定したため、他のメンバーから批判されるに至ったと解されている³¹⁾。例えばハモン

ドは、当時のイーリー主教マシュー・レン(Matthew Wren, 1585-1667)³²⁾への私的な手紙の中で、『リヴァイアサン』を「[あらゆる種類の]キリスト教的無神論のごった煮 a farra-go of Christian Atheism」と呼んで批判している³³⁾。

そしてハモンドは、こうした私信での批判だけでなく、公的にもホブズ批判を行う。それは、その著 *A letter of resolution to six quaeres of present use in the church of England* (1652) で示された六つの論点のうちの、「叙任のため

れた上で国教会擁護論を展開している (*ibid.*, pp. 272ff.)。

なお同時代のホブズ批判の様相は、Mintz (1970), Parkin (2007), esp., chs2-3を参照。

- 32) 1657年にハリントンと論争する同名のマシュー・レン(Matthew Wren, 1629-1672)の父。子レンは、*Considerations upon Mr. Harrington's Commonwealth of Oceana* (London, 1657)などにおいて、ホブズ流の君主政擁護論に依拠しつつハリントンの共和政擁護論を批判する(この論争については、Pocock (1977), pp. 82ff.を参照)。ハリントン、ホブズ、そしてレン親子が密接にかかわる英国国教会の三者の対立関係は、英国国教会自体が内乱の渦中で、その外部との関係だけでなく、内部においても信仰的性格と主張をめぐる論争を抱える時期であることを併せて考えると、単なる政体論の対立(共和政か君主政か)というよりはむしろ、この時代の政治と宗教の関係を考察する上で探求の余地の大きい重要な研究課題であることがわかる。

- 33) この手紙は、1651年10月14日付のものである(Anon. (1850), p. 294)。しかしながら同年10月21日付のハモンドからレンへの手紙の末尾では、『市民について』に対しても類似の批判的な評価を示している。すなわち「これまで解釈されてきた最も醜悪な神性に関する理解を全て混ぜ合わせたような、ごった煮で、三位一体や、天国や地獄[に関する正当な理解]を破壊し、教会統治における権威を、作り話の秩序を支えるもの the kingdom of fairies に准える」書物と批判している (*ibid.*, p. 295, Packer (1969), p. 179)。この点につき、脚注21ならびに24も参照せよ。

29) Grotius (1738), pp. 442-443.

30) Trevor-Roper (1967), p. 200; McAdoo (1965), pp. 358ff. グロティウス主義以外に共通する思想的傾向は、リチャード・フッカー(Richard Hooker, 1554-1600)とエラスムスに対する賛美である。宗教が争いの種となることを憂慮したエラスムスに彼らが惹かれた理由は、彼ら自身がイングランド内部の宗教をめぐる様々な軋轢を低減し「平安を希求」する姿勢を持った点と関連すると解されている('The Great Tew Circle' in *ODNB*)。

31) 最も有名な批判は、ハイドのそれであろう。ハイドは、『リヴァイアサン』の各章、あるいは同じテーマを扱う複数の章を一括して、逐条的に考察する。ハイドによる評価は、同書の第一部・第二部の政治論に重点が置かれ、部分的には好意的な見解を含むものの、全体としては批判的な姿勢が強い。

本稿の議論に密接に関係する第42章の検討には、著作全体の1割強の頁数が割かれている(Hyde (1676), pp. 246-277)。それによれば、ハイドはホブズの議論を、「敬虔さや信仰 religion に関しての粗雑で手前勝手な考察」しか含まず、「聖書の価値を貶め、[英国]国教会を無内容」とみなす見解に満ち満ちていると批判している (*ibid.*, p. 274)。総論としてハイドは、叙任に限らず使徒伝承に重点が置か

の按手礼について Of Imposition of Hands for Ordination」と呼ばれる第五の論点で展開されている³⁴⁾。叙任とは、基本的には主教による下級聖職者の任命権行使の具体的な形態を意味し³⁵⁾、叙任と密接な関係を持つ聖職者の権能—なかでも俗人説教の是非が中心論点—をめぐる論争が、1644-1654年ごろを中心になされている³⁶⁾。ホップズ研究者ジェフリ・コリンズによれば、同書におけるホップズ批判は、ハモンドを中心とする「空位期の主教制支持者が、ホップズの主著『リヴァイアサン』をエラストス主義的で独立派的な「原理の」擁護論と解していた」ことを示す点で重要と指摘する³⁷⁾。すな

わち『リヴァイアサン』の議論が、二つの重要な側面、すなわち世俗的権威が教会統治を制御すべきとする議論と、(主教権力の弱体化を帰結する)教会統治におけるフラットな組織原理を強調する議論とを持つことを、ハモンドたち主教制支持者たちが看取していたということである。

同書におけるハモンドによるホップズへの明示的な反論は、叙任に関する用語の原義と慣行的理解を確認したあとに開始される³⁸⁾。その主要な論点は二つある。第一は、聖職者による叙任行為が、会衆による選挙の追認に過ぎない形式的行為なのか、あるいは、聖職者が独自に特定の人物を選任する自律的・専権的・実質的行為なのかというものであった。ハモンドによれば、

選挙 election と叙任 ordination は、彼[ホップズ]によっては、一体とみなされているが、実際は、二つのおよそ関係ない[相互に独立した]行為なのである³⁹⁾。

34) ハモンドが取り上げる六つの論点は、具体的には次のものである。第一の論点は、「聖書において必ずしも明示的に記述されていない[ものごとに関する]いくつかの争点に決着をつける方法について」、第二の論点は、「自分の妻の姉妹と結婚すること」、第三の論点は、「一夫多妻制もしくは離婚について」、第四の論点は、「幼児洗礼について」、第五の論点は、「叙任のための按手礼について」、そして第六の論点は、「クリスマスの祝日やその他の教会祝祭行事の順守について」である。

ODNBによれば、本書の刊行後に、特に第四の論点をめぐって、長老派のダニエル・カウドレー(Daniel Cawdrey, 1588-1664)やヘンリ・ジーンズ(Henry Jeanes, 1611-1662)、そして洗礼派のジョン・トンプス(John Tombes, c. 1603-1676)などとの論争が行われた。

なお、この著作からの引用は、Hammond (1653 [1652])とHammond (1674)から行い、前者については頁番号と節番号を、後者については頁番号のみを併記する。

35) 'Ordination', in *OER*, pp. 177-179.

36) Greaves (1970), pp. 225-226. エリザベス一世のもとで公布された『三十九箇条』の第25条では、「主イエス・キリスト」が福音において定めた秘蹟は、洗礼と主の聖餐のみであり、通常には秘蹟の一つとみなされている叙任は、ここで言う秘蹟に該当しない。この点からもハリントンの議論が、エリザベス治下の政策を念頭に立論されている可能性を指摘することができる。

37) Collins (2005), p. 261.

38) 具体的には Hammond (1653 [1652]), p. 384, § 102; Hammond (1674), p. 522.

39) Hammond (1653 [1652]), p. 385, § 103; Hammond (1674), p. 523. 一連のホップズ批判を展開するハモンドは、聖書を唯一の典拠としているが、本稿の論点に関連する別の側面をハモンドは有していた。それは、イングランドにおけるグロティウス解釈者およびその理論の擁護者としての顔である(Hammond (1655), Hammond (1657))。

しかしながら大変興味深いのは、ハモンドと立場を異にする同時代の政論家もまたグロティウスを典拠としつつ、主教制や叙任に関する自説を開陳している事実である。この点について、Barducci (2013a)は、グロティウスを典拠としつつ、そこから主教制と聖職叙任の独自性の双方に否定的な見解を引き出すホップズ・ハリントン型解釈と、それらに好意的な見解を引き出すパークスデイル・ハモンド型の二つの解釈類型の存在を指摘する (*ibid.*, p. 77)。この点については、本稿第三章以降で詳論する。

すなわち、ホップズは会衆による選挙が実質的に重要であって、叙任はその付随的行為に過ぎないと解するのに対して、ハモンドは、叙任こそが、選挙と明確に区別される重要な行為と解する。以上のような言明で反論を開始するハモンドは、ホップズが自らの見解を引き出した聖書解釈そのものを逐条的に論駁していくのである。

ハモンドは、上記の論点を扱うにあたって、ホップズが依拠する聖書の記述、例えば、『使徒行伝』第6章第1項以下の記述を取り上げる⁴⁰⁾。

その頃、弟子たちが増えてきたので、ギリシア語を話すユダヤ人から、ヘブライ語を話すユダヤ人に対して、自分たちの方の寡婦たちが、毎日の援助で看過されているという苦情が出た。そこで十二人は弟子たちの全会衆を呼び集めて言った、「私たちが神の言葉を放っておいて、食事の奉仕をするのは好ましくない。そこで兄弟たちよ、霊と知恵とに満ちた評判の良い人々を七人探し出してもらいたい。その人たちをこの役に任じよう。他方、私たちは祈りと御言葉の奉仕に専念しよう」。この言葉は会衆一同の賛成を得た。そして彼らは、信仰と聖霊に満ちた人ステファノ、それからフィリポス [など] ……を選び出して、使徒たちの前に立たせた。すると彼らは祈って彼らの上に両手を置いた⁴¹⁾。

このエピソードは、ホップズの解釈とは正反対に、選挙と叙任とが独立した行為であること、つまり後者を独占的に担う聖職者の積極的な役

割が明記されている事例と解すべきとハモンドは強調する。すなわち、ハモンドによれば、このエピソードが真に示すのは、

その〔七人の〕人々の選出は、使徒たちによって、弟子たちからなる会衆に〔代理的に〕許された行為であった。しかし……叙任行為そのもの〔最終的な決定権〕は、使徒たちに保持されたままであった⁴²⁾

ということである。つまり、

全ての人々に理解されている叙任 ordination という言葉の端的な意味は、任命し手を置くこと constituting and imposition of hands であるが、その行為は使徒たちに独占的に与えられているのに対して、一定の制約下において特定の人物を選挙する行為だけが、使徒たちによって、弟子たちからなる会衆に〔代行的に〕許されただけなのである⁴³⁾。

ハモンドの解釈では、使徒たちが常に主導権を握り、その裁量の下で、弟子たち（一般信徒）が適任者を推薦しただけであって、使徒たちが実際に彼らを任命するかどうか、つまり、弟子たちの決定を追認するかどうかは、彼らが自由に決断できるのであった。

そこからハモンドは、第二のホップズ批判を引き出す。それは、教会統治に関する実際の方針決定を担うべきは、会衆ではなく、使徒とその後継者たる長老という事実をホップズが無視している点に対してである⁴⁴⁾。この側面からのハモンドの議論も、彼による第一の批判と同様に、聖職者の独立性と自律性とを結論付けるものであった。

ハモンドは、聖書における叙任、任命などの

40) それ以外にも、『使徒行伝』第1章第26節のマティアの十二使徒への追加的任命、同じく第13章第2節のバルナバとサウロの宣教師への任命、同じく第20章第28節のエフェソの長老たちに自らの使命の自覚を求める話、『テモテへの手紙一』第4章第14節などに言及しつつ、ハモンドはホップズ説に反駁する。

41) 新約聖書翻訳委員会 (2004), 404-405 頁。

42) Hammond (1653 [1652]), p. 386, § 104 ; Hammond (1674), p. 523.

43) Hammond (1653 [1652]), pp. 386-387, § 104 ; Hammond (1674), p. 523.

44) ハイドも同様の点を批判している (Hyde (1676), p. 272)。

用語の原義の確認とその慣行的理解を元に、ホブズ批判を行った。そして彼らの解釈は相対立するものの両者は共に、聖職者の政治関与の可能性を検討する際には、英国国教会体制を支える使徒伝承と叙任に関する評価がカギとみなす点では一致していたのである。

ハモンドによるホブズ批判が世に問われてから約五年後に、その解釈もまた批判にさらされる。その批判者とは、本稿が主題とするジェームス・ハリントンである。

参考文献

- ODNB: *The Oxford Dictionary of National Biography online*, Oxford.
- OER: Hillerbrand, Hans J. ed. (1996), *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*, 4 vols, Oxford.
- Works: Pocock, J. G. A. ed. (1977), *The Political Works of James Harrington*, Cambridge.
- 新約聖書翻訳委員会 (2004), 『新約聖書』, 岩波書店。
- Anon. (1850), 'Illustrations of the State of the Church during the Great Rebellion: Episcopacy', *The Theologian and Ecclesiastic*, 9, pp. 288-298.
- Barksdale, Clement (1651), *Nympha libethris, or, The Cotswold muse*, London, Wing/B804.
- Burnet, Gilbert (1724), *Bishop Burnet's History of his own time*, vol. 1, London.
- Chillingworth, William (1638), *The religion of protestants a safe way to salvation. Or An answer to a booke entitled Mercy and truth, or, charity maintain'd by Catholiques, which pretends to prove the contrary*, Oxford, STC (2nd ed.)/5138.
- Dick, O. L. ed. (1949), *Aubrey's Brief Lives*, London.
- Fell, John (1661), *The life of the most learned, reverend and pious Dr. H. Hammond*, London, 1661, Wing (2nd ed.)/F617A.
- Grotius, Hugo (1632), *True religion explained and defended against ye archenemies thereof in these times*, London, STC (2nd ed.)/12400.
- (1738), *The rights of war and peace, in three books. Wherein are explained, the law of nature and nations, and The Principal Points relating to Government. Written in Latin by the learned Hugo Grotius, and translated into English*, London.
- Hammond, Henry (1653 [1652]), *A letter of resolution to six quaeres of present use in the Church of England*, Wing (2nd ed.)/H545.
- (1655), *A second defence of the learned Hugo Grotius, or, A vindication of the digression concerning him from some fresh exceptions*, London, Wing/H599A.
- (1657), *A continuation of the defence of Hvgogrotius, in an answer to the review of his annotations whereto is subjoyned a reply to some passages of the reviewer in his late book of schisme, concerning his charge of corruptions in the primitive church, and some other particulars*, London, Wing/H529.
- (1674), *The vvorkes of the Reverend and Learned Henry Hammond*, London, Wing/H506.
- Hobbes, Thomas (1996), *Leviathan*, revised ed., Cambridge. (水田洋訳, 『リヴァイアサン』全4巻, 岩波書店, 1992年。)
- (2013), *On the Citizen*, Cambridge. (本田裕志訳, 『市民論』京都大学学術出版会, 2008年。)
- Hyde, Edward (1676), *A brief view and survey of the dangerous and pernicious errors to church and state, in Mr. Hobbes's book, entitled Leviathan*, Oxford, Wing/C4421.
- (1759), *The life of Edward Earl of Clarendon ... written by himself*, vol. 1, Oxford.
- Toland, John (1700), 'The Life of James Harrington', in his ed., *The Oceana of James Harrington and his other works, som [sic] wherof are now first publish'd from his own manuscripts*, London, Wing/H816, pp. xiii-xli.
- Barducci, Marco (2010), 'Clement Barksdale, Translator of Grotius: Erastianism and Episcopacy in the English Church, 1651-1658', *Seventeenth Century*, 25, pp. 265-280.
- (2013a), 'Harrington, Grotius, and the Commonwealth of the Jews, 1656-1660', in Mahlberg, Gaby & Dirk Wiemann eds., *European Contexts for English Republicanism*, Surrey, pp. 63-79.
- Beiner, Ronald (2011), *Civil Religion: A Dialogue in the History of Political Philosophy*, Cambridge.
- Borot, Luc (2014), 'Religion in Harrington's Political System: The Central Concepts and Methods of

- Harrington's Religious Solutions', in Wiemann, Dirk & Gaby Mahlberg eds., *Perspectives on English Revolutionary Republicanism*, Surrey, pp. 149-164.
- Collins, Jeffrey R. (2005), *The Allegiance of Thomas Hobbes*, Oxford.
- Clavier, Mark F. M. (2007), 'The Role of Custom in Henry Hammond's *Of Schism* and John Bramhall's *A Just Vindication of the Church of England*', *Anglican and Episcopal History*, 76, pp. 358-386.
- Figgis, John H. (1914), 'Erastus and Erastianism', in his *The Divine Right of Kings*, 2nd ed., London, pp. 293-342.
- Goldie, Mark (1987), 'The civil religion of James Harrington', in Pagden, A. ed., *The Languages of political theory in early-modern Europe*, Cambridge, pp. 197-222.
- Greaves, Richard L. (1970), 'The ordination controversy and the spirit of reform in Puritan England', *Journal of Ecclesiastical History*, 21, pp. 225-241.
- Gunnoe Jr., Charles D. (2013), 'The Evolution of Erastianism: Hugo Grotius's Engagement with Thomas Erastus', *Grotiana*, 34, pp. 41-61.
- Ha, Polly (2011), *English Presbyterianism 1590-1640*, Stanford: CA.
- Haddan, Arthur W. (1870), *Apostolical Succession in the Church of England*, London.
- Haigh, Christopher (1987a), 'Anticlericalism and the English Reformation' in his ed., *The English Reformation Revised*, Cambridge, pp. 56-74.
- MacDonald, William W. (1973), 'Anticlericalism, Protestantism, and the English Reformation', *Journal of Church & State*, 21, pp. 21-31.
- McAdoo, H. R. (1965), *The Spirit of Anglicanism: a survey of Anglican Theological method in the seventeenth century*, London.
- Mintz, Samuel I. (1970), *The Hunting of Leviathan: Seventeenth-Century Reactions to the Materialism and Moral Philosophy of Thomas Hobbes*, Cambridge.
- Mortimer, Sarah (2010), *Reason and Religion in the English Revolution: The Challenge of Socinianism*, Cambridge.
- Nauta, Lodi (2002), 'Hobbes on Religion and the Church between *The Elements of Law* and *Leviathan*: A Dramatic Change of Direction?', *Journal of the History of Ideas*, 63, pp. 577-598.
- Nederman, Cary J. (2013), '2012 Arthur O. Lovejoy Lecture Civil Religion-Metaphysical, Not Political: Nature, Faith, and Communal Order in European Thought, c. 1150-c. 1550', *Journal of the History of Ideas*, 74, pp. 1-22.
- Packer, John William (1969), *The Transformation of Anglicanism 1643-1660 with special reference to Henry Hammond*, Manchester.
- Parkin, Jon (2007), *Taming the Leviathan: The Reception of the Political and Religious Ideas of Thomas Hobbes in England 1640-1700*, Cambridge.
- Pocock, J. G. A. (1972), 'Time, History, and the eschatology in the thought of Thomas Hobbes', in his *Politics, Language, and Time*, London, pp. 148-201.
- (1977), 'Historical Introduction', in his *Works*, pp. 1-152.
- Prior, Charles W. A. (2012), *A Confusion of Tongues: Britain's Wars of Reformation, 1625-1642*, Oxford.
- (2013a), 'Hebraism and the problem of church and state in England, 1642-1660', *Seventeenth Century*, 28, pp. 37-61.
- (2013b), 'Religion, Political Thought and the English Civil War', *History Compass*, pp. 24-42.
- (2013c), 'Rethinking church and state during the English Interregnum', *Historical Research*, 87, pp. 444-465.
- Somos, Mark (2013), 'Irenic Secularization and the Hebrew Republic in Harrington's *Oceana*', in Mahlberg, Gaby & Dirk Wiemann eds., *European Contexts for English Republicanism*, Surrey, pp. 81-103.
- Trevor-Roper, Hugh (1967), *The Crisis of the Seventeenth Century: Religion, the Reformation, and Social Change*, Indianapolis: IN.
- Tuck, Richard (1985), 'Warrender's De Cive', *Political Studies*, 33, pp. 308-315.
- (1992a), 'The Civil Religion of Thomas Hobbes', in Phillipson, N. & Quentin Skinner eds. *Political Discourse in Early Modern Britain*, Cambridge,

- pp. 120-138.
- (1992b), 'Christian Atheism of Thomas Hobbes', in Hunter, M. & D. Wootton eds., *Atheism from the Reformation to the Enlightenment*, Oxford, pp. 111-130.
- Worden, Blair (1991), 'English republicanism', in Burns, J. H. ed., *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, Cambridge, pp. 443-476.
- (1994), 'James Harrington and *The commonwealth of Oceana*, 1656', in Wootton, David ed., *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776*, Stanford: CA, pp. 82-110.
- 浅沼和典 (2001), 『近代共和主義の源流—ジェイムズ・ハリントンの生涯と思想—』人間の科学新社。
- 岸本広司 (2010), 「サー・ウイリアム・テンブルとヘンリー・ハモンド」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 541 号, 31-37 頁。
- 木村俊道 (2010), 『文明の作法—初期近代イングランドにおける政治と社交—』ミネルヴァ書房。
- 竹澤祐丈 (2001), 「ジェームス・ハリントンの『世俗性』と『権威への自由』—二院制構想と『良心の自由』—」『イギリス哲学研究』第 24 号, 5-19 頁。
- (2002), 「ボークック以後のジェームス・ハリントン研究—統治組織論と宗教性—(2)」『経済論叢』第 169 巻第 4 号, 47-62 頁。
- (2011), 「近世英国共和主義思想における社会と国家」『政治思想研究』第 11 号, 55-87 頁。
- (2014a-c), 「ハリントンの統治機構論に対するジョン・ミルトンの批判—17 世紀イングランド共和主義思想の統一性と多様性の一側面—(1) (2) (3・完)」『経済論叢』第 187 巻第 4 号, 25-40 頁, 第 188 巻第 1 号, 29-41 頁, 第 188 巻 2 号, 1-13 頁。
- 浜林正夫 (1984), 『イギリス革命の思想構造』未来社。